

(案)

令和元年 1 1 月 2 7 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市下水道事業経営委員会  
委員長 落 合 実

公共下水道受益者負担制度の見直しについて（答申）

令和元年 5 月 1 5 日付け柏土経第 8 7 号で諮問された標記のことについて、下記のとおり実施されるよう答申します。

## 記

- 1 下水道事業計画区域外から下水道に接続した土地について、下水道事業計画区域に編入した場合は、現行の任意の協力金に替わり、受益者負担金（以下「負担金」という。）を賦課する。  
負担金を賦課する時期は、当該土地を下水道事業計画区域に編入する計画変更を行い、供用開始を告示した年度の翌年度以降とする。
- 2 平成 3 0 年度以前に下水道事業計画区域外から下水道に接続し、平成 3 0 年度に下水道事業計画区域に編入する計画変更を行い、令和元年度に供用開始を告示した土地にかかる負担金の単位負担金額は、現行の協力金と同額（1, 0 5 0 円 / m<sup>2</sup>）とする。  
なお、既に負担金に相当する金員が納付されている土地については、当該金額を負担金から控除する。
- 3 市街化調整区域にある土地については、下水道に接続申請する施設の建築確認の敷地面積を土地の面積とみなして負担金を算定する。
- 4 一括納付報奨制度については、導入当初の目的を達成したものと認められるので、制度を廃止する。  
なお、市から既に当該制度を周知している工事予定地区の住民に配慮し、適切な移行期間を設けるよう要望する。